

様式2（第3の6関係）

会 議 の 概 要

1 会 議 名 (審議会等名)	宝塚市廃棄物減量等推進審議会
2 開 催 日 時	令和5年 11月 17日 午前・後 1時～2時30分
3 開 催 場 所	本庁 第二庁舎 会議室 A・B
4 出 席 委 員	池田委員、花嶋委員、新熊委員、松本委員、鈴木委員、中山委員、川口委員、鳥井委員、沖元委員、篠原委員、幡多委員、築瀬委員、久原委員
5 公開不可・一部不可 の場合の理由	
6 傍 聴 者 数	0 人
7 公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
8 議題及び結果の概要	<p>(1) 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員辞令交付・会長、副会長の選任について</li> <li>2 一般廃棄物処理手数料の見直しについて</li> </ol> <p>(2) 審議結果の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 池田委員を会長、花嶋委員を副会長に選任</li> <li>2 ・市の現状説明 ・見直し理由説明</li> </ol> <p>(3) 審議における主な意見</p> <p>【2 一般廃棄物処理手数料の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し対象は？ → すべての手数料を検証の対象としますが、結果的に変更しないものもあります。</li> <li>・事業系一般廃棄物の手数料を見直す理由は？ → 基本計画のごみ量の目標を達成するためです。</li> <li>・事業者と許可業者の契約や分別方法の現状は？ → 収集業者に現状を確認します。</li> <li>・手数料の改定が事業者のごみの出し方や許可業者の収集にどのような影響を与えるか？ → インセンティブとしてごみの減量につながると考えます。</li> <li>・ごみ減量の手法として手数料改定以外の仕組みはないのか？ → 他市の手法などを調査します。</li> </ul>

## 審議会質疑

(委員) 宝塚市の平成19年度の家庭系の燃やすごみが減少している理由は何ですか？

(事務局) プラスチックごみを燃やすごみとは別に処理することになったためです。

(委員) 家庭系ごみの収集手数料はいくらですか？

(事務局) 粗大ごみは品目によって設定\*しています。一般ごみは無料です。

\*300円～2700円 (300円ごと)

(会長) 今回の見直しの対象となる手数料は？

(事務局) すべて\*を対象としています。結果的に手数料が変わらないものもあると思います。\*家庭系一般廃棄物(持ち込み)、事業系一般廃棄物、し尿処理、浄化槽汚泥処理、浄化槽清掃業許可申請、一般廃棄物処理許可申請

(会長) メインは、事業系一般廃棄物の手数料見直しですか？

(事務局) はい。見直した結果、手数料との差が±10%以内であれば手数料は変わらない\*ですし、家庭系の粗大ごみのように政策的にごみ量の目標が達成できていれば、手数料が変動±10%を超えていても見直さない、ということはありません。

\*宝塚市受益者負担適正化ガイドラインに基づく

(会長) 手数料を検証した結果、現状からの変動±10%以内なら変更しないが、ごみ量の減量目標が達成されていなければ見直し対象とする。変動が±10%を超えているものについても見直しをする、でよいですか？

(事務局) そのとおりです。

(委員) 事業系一般廃棄物は、許可業者がそれぞれの事業者と契約して収集しているのですか？

(事務局) 市内事業者は、許可業者(9社)のいずれかと契約して収集をしてもらっていると思われます。各々に事業者が契約しているかという点については把握できていません。

(委員) 家庭系のごみステーションに捨てられている可能性はありますか？

(事務局) 家庭系のステーションに出すことは禁止されています。事業者自身でクリーンセンターに持ち込む場合もあります。

(委員) 平成22年度から事業系の燃やすごみ量が増えている原因は何ですか？

(事務局) ごみは景気のパロメーターとなっている面があり、事業系は特に顕著に現れます。(リーマンショック後の)景気が回復したことが理由だと考えます。

(委員) すべての事業者は許可業者と契約していますか？

(事務局) すべての事業者を把握するのは難しく、100%把握できていません。

- (委 員) 事業者と許可業者との契約方式はどのようになっていますか？  
1店舗当たりの契約であれば、ごみを減量してもメリットがなく、処理手数料を上げて減量のインセンティブは働かないのではないかと思います。  
例えば、神戸市のような方法\*もあるかと思いますが。\*事業系の有料ゴミ袋を作り、処理手数料を徴収する方式。ゴミ袋の数を減らせば処理手数料を減らすことができる。
- (会 長) 1店舗あたりの手数料が定額の場合、ごみの量が多くても少なくても関係がないため、処理手数料を上げてごみの減量につながらないのではないかと、別の創意工夫が必要ではないかということですね。
- (事務局) 今のところ、市としては、事業者と許可業者の契約には立ち入っていません。  
市としては、ごみの減量を考えていますので、方法については次回以降提案したいと思います。神戸市のような有料ゴミ袋の導入は現時点では検討していません。
- (委 員) (商業施設に入っている事業者の) 事業系ごみは施設のごみ庫に出します。月額で収集してもらっているため、ごみ量の多い少ないに関係なく一定です。手数料の見直しを目標とされると収集料金値上げの心配があります。
- (事務局) 定額契約の事業所の話は聞いたことがあります。
- (委 員) 事業者にごみを減量するメリットがあるように働きかけができれば、減量につながると思います。
- (事務局) 啓発体制を整えられたら、事業者への働きかけも考えていきます。
- (委 員) 事業者のごみの分別について、許可業者がパッカー車に(分別せずに)まとめて積んでいるのではないかと思います。仕方ないことだと思いますが。
- (事務局) 1台のパッカー車で複数の種類のごみを(分別せずに)持ってきていることを把握した際は、市が指導しています。許可業者も分別して積み方を工夫しています。  
今後も混載しないように許可業者と話し合いをしていきます。
- (会 長) 許可業者の工夫していることなどの情報を提供していただけたらと思います。
- (委 員) ごみの制度はアバウトなところがあると思います。事業者と許可業者の手数料など、実態がわからないと議論ができないところがあると思います。
- (事務局) 許可業者にも確認してみます。
- (会 長) 議論のまとめですが。  
1つ目として、受益者負担のルールで、手数料を上げるか上げないか、緩和措置も加味して手数料を何円にするかを検討する必要があるということ。  
2つ目として、手数料を上げる理由にごみ減量もあり、減量に向けて手数料を上げるとなると、がんばった事業者が報われるようにしたいということですね。  
これら2つの内容は分けて議論できるようにしたいと思います。
- (委 員) 処理手数料を処理原価の50%徴収している自治体はあまりないと思うのですが、50%徴収するのですか？
- (事務局) すでに50%を負担していただいている状況です。

(委 員) 処理原価には、新施設の建設費や人件費も含めるのですか？

(事務局) トン当たり原価を出して50%分の手数料をいただいています。

廃棄物処理法では、事業者は自分の排出するごみを処分する責任があり、100%負担していただくのが本来の姿かと思います。

次回に向けて原価の試算をしているところですが、おそらく従来に比べ倍ぐらいに増える試算となります。ただ、近隣市や値上げ上限、新施設の試算も加味して考えていきたいと思っています。

(委 員) 事業所から出るびんやかんは産業廃棄物ですが、宝塚市で処理していますか？

(事務局) 宝塚市は小さな事業所も多いので、併せ産廃として処理しています。杓子定規に産業廃棄物として処理するのは事業者への大きな負担となるため、そこを変更することは今のところ検討していません。

(会 長) 次回の審議会では、まず1つは、原価を計算したものを検証する。2つ目に事業系一般廃棄物の収集に関する現在の状況の資料を出してください。

また、ごみの減量方法として手数料の値上げだけでなく、仕組みとして減量ができないか、減量に努めた事業者や苦しい事業者が手数料値上げで苦しまないような方法はないのかという点を議論する方向でいいでしょうか。

(委 員) 異議なし